

野焼きは禁止されています！

ごみの焼却は、悪臭やダイオキシン類の発生原因となるため、基準に合った焼却炉で燃やす以外は法律で禁止されています。

罰則

違反すると5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科
(廃棄物処理法第25条第1項第15号)
法人の場合は、3億円以下の罰金(廃棄物処理法第32条第1号(法人重課規定))

【野外焼却禁止の例外】

次に挙げるもので

公益上若しくは社会の習慣上やむを得ない又は
周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である場合に限ります。

1	国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
2	震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
3	風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却 (正月の「しめ縄、門松等」を焚く行事など)
4	農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却 (稲わら等については、新潟県環境保全型農業推進方針(にいがたクリーンランド戦略プラン)で、焼却防止の徹底及び土づくりへの活用を推進しています。)
5	たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの (落ち葉焚き、キャンプファイヤーなど)

○上記の焼却行為であっても、周辺住民から苦情が出るものは禁止です。

ナイロン、ビニール、プラスチック、ゴム類(タイヤ)、発砲スチロール等は少量でも絶対に焼却しないでください。

野焼きはごく一部の例外を除き、原則として「禁止行為」です。

お問い合わせ

湯沢町役場環境農林課

☎788-0291